

# 私費留学生奨学金・報奨金

(YMCA独自制度・給付型)

## ①【私費留学生奨学金について】

＜対象者＞ 私費で留学してこようとしている留学生が対象となる。

※ 私費での留学とは施設スポンサー等からの資金援助なしの留学をさす

＜奨学金＞ 1年間について20万円とする（上限2年間）

## ②【私費留学生報奨金（医療系大学卒業）について】

＜対象者＞ 私費留学生のうち、母国等において医療系の大学（看護大学等）を卒業している者。

＜報奨金＞ 10万円とし、入学年度に一回のみ。

## ③【私費留学生報奨金（N1）について】

＜対象者＞ 私費留学生のうち、日本語能力試験(JLPT)においてN1を持っている者（入学時）

＜報奨金＞ 10万円とし、入学年度に一回のみ。

\*上記A～Bの奨学金は、これから来日する場合でも、既に日本にいる場合でも申請できる。また重複して申請することも出来る。

学生納付金の一覧表

学生納付金	1年次	2年次
学生納付金/預り金合計	1,262,000	1,104,000
入学～卒業までの合計		2,366,000
④奨学金支給額	200,000	200,000
奨学金利用時の合計	1,062,000	904,000
奨学金利用・卒業までの合計		1,966,000

(例) A 奨学金が適用された場合

\*「学生納付金の一覧表」の各学年の合計額をもとに計算して下さい。

①奨学金、②報奨金、③報奨金の全てが適用された場合。（卒業までの合計は1,766,000）

①奨学金の適用を受けたら1年次と2年次で合わせて40万円減免となります。（卒業までの合計1,966,000）

②報奨金と③報奨金の両方適用で1年次の納付金から20万円減免となります。（卒業までの合計2,166,000）

③報奨金の適用を受けたら1年次の納付金から10万円減免となります。（卒業までの合計2,266,000）

④報奨金の適用を受けたら1年次の納付金から10万円減免となります。（卒業までの合計2,266,000）

## <審査>

- 出願前に申請し、結果を得てから出願する。
- ※入管の手続きが3ヶ月程度かかることを考慮して、申請してください。

## <提出書類>

- 所定の申請書に必要な証明書等を添えて提出する。

## <審査結果>

- 申請後、3週間以内に本人あて郵送で通知。

### 【奨学金・報奨金の趣旨】

外国からの留学生で、厚生労働大臣指定養成校を卒業し、国家試験に合格した介護福祉士は就労ビザが発給される事になった。

一方で質の高い介護福祉士へのニーズは高いまま推移している。

養成校で学び、基礎のしっかりした介護福祉士を更に地域に供給してゆくために、日本で介護福祉士として働くために養成校に留学しようとする外国人に奨学金制度及び報奨金制度を新たに設け、その志が実現するよう本校として応援したいという趣旨である。

特に報奨金については、医療福祉分野の基礎がしっかりしている学生や日本語能力の高い者を対象として報奨するものである。

### 【奨学金・報奨金の内容】

給付型の奨学金とし、将来にわたって返済は求めない。

但し学業で怠学した結果、留年もしくは退学する場合はこの限りではない。